

平成20年度  
福島県森林審議会議事録  
(第2回)

日時：平成20年12月18日(木)  
場所：杉妻会館4階 「牡丹」

福島県農林水産部  
森林計画課

## 平成20年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成20年12月18日(木) 13時30分～16時15分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹
- 3 出席委員 12名

司会 (廣畑主幹) 本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、只今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、木村会長より御挨拶をいただきます。

木村会長 福島県森林審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、8月末に、森林・林業の現状や地域の特性を把握するため、13名の委員の出席の下、県中農林事務所管内において現地調査を実施しましたが、関係者からの懇切丁寧な説明もあって、有意義な調査とすることができました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

また、計画して頂いた事務局の方々にも御礼申し上げます。

さて、当審議会は森林法に基づき設置されている県の附属機関で、県が策定する地域森林計画やその他重要事項について審議することとされております。

今年、地域森林計画の上位計画であります全国森林計画の策定期に当たっており、この十月に新たな計画が閣議決定され、今後15年間の森林整備の目標や計画量が示されております。

今回、審議を行う各地域森林計画の変更は、新たな全国森林計画の策定を受け、これに即するよう変更するもので、今後、計画案の公告縦覧後、当審議会に諮問される案件となっております。

なお、本日は先に委員の皆様にご意見を伺いました新たな森林・林業・木材産業に関する計画の策定に関する事項や、森林環境基金事業の実施状況についての報告も予定されております。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

司会 ありがとうございます。

つづきまして、農林水産部長より御挨拶を申し上げます。

農林水産部  
長  
(木戸部長)

年末のお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には日頃より本県の森林・林業行政の推進につきまして、御指導・御鞭撻を賜り、感謝申し上げます。

森林審議会は、今年7月に改選を行い、皆様方にご就任いただきますとともに、8月末には、県中農林事務所管内の森林・林業の現状について御視察いただいたところです。皆様方には今後2年間にわたり、本県の森林・林業の推進、特に地域森林計画の樹立や、新たな森林・林業に関する振興計画の策定などに関し、御審議をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、地球規模での温暖化が大きな問題となっている中で、県民からは、二酸化炭素吸収源としての適正な森林の管理や、再生可能な資源としての木質バイオマスの活用促進などに期待が寄せられているところです。また、県土の7割を占める森林は、年々利用可能な人工林が増加しており、水源のかん養、土砂災害の防止などの公益的機能の発揮に加え、外材輸入量の減少などにより、木材の供給の場としての期待が高まっているところです。

このため、県におきましては、このたび「福島県森林吸収源確保推進計画」を策定し、健全な森林の整備や木質バイオマス利用などを推進することにより、地球温暖化防止に積極的に取組むとともに、提案型施業集約化事業や森林整備活動支援交付金などを活用し、施業の集約化による低コスト林業を推進しているところであります。

さて、今般、全国森林計画が新たに策定されたことや、県内の森林林業を取り巻く環境変化を踏まえ、県内4つの地域森林計画に関する変更を行うもので、森林の適正な管理の推進と林業の発展を通し、県民の多様なニーズに応えることができる計画として参りたいと考えております。

さらに、本日は、森林・林業に関する振興計画である「うつくしま・森林・林業・木材振興プラン21」の見直しと、新たな計画策定の考え方や、森林環境基金事業の取組み状況について報告することとしております。

委員の皆様の十分なる御審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

司会

つづきまして、委員の皆様の御紹介と県職員の紹介をさせていただきます。

お手元の審議会委員名簿により、委員の皆様方を順に御紹介申し上げます。

岡部義邦委員です。

木村勝彦委員です。

斎藤いち子委員です。

清野進委員です。

外山武比古委員です。

早矢仕恵子委員です。  
安田恭子委員です。  
矢吹良美委員です。  
山本光子委員です。  
遊佐眞紀子委員です。  
吉田桂子委員です。

なお、菊池基文委員は本日都合により欠席となっております。  
それから、原田和信委員と山本美穂委員は若干遅れる予定となっております。

つづきまして、県の職員を紹介いたします。

農林水産部長の木戸利隆です。  
森林林業担当次長の飯束昭三です。  
農林企画課長の須永静夫です。  
森林計画課長の相馬雅俊です。  
森林整備課長の鈴木善二郎です。  
林業振興課長の宍戸裕幸です。  
林道整備課長の武田克美です。  
治山対策課長の金沢雄一です。

また、各農林事務所長及び林業研修センター所長が出席しておりますが、お手元の座席表及び出席者名簿での紹介とさせていただきます。

以上で紹介を終わります。

なお、部長におきましては、所用によりここで退席させていただきます。

ここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料は、「配布資料一覧表」に記載してございますが、「委員名簿」、「出席者名簿」、「座席表」、資料1から資料15、質問様式として「各地域森林計画変更（案）に関する意見」となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、お持ちでない資料がございましたらお申し付けください。

それでは、次第5の報告に移らせていただきます。報告事項は、3点ございます。

報告事項の1点目、委員の出席状況でございますが、委員総数14名のところ、現在11名の出席をいただいております。福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

報告事項の2点目、現地調査の実施状況ですが、去る8月25日から26月に掛けまして、県中農林事務所管内において現地調査を実施いたしました。

森林環境税を活用した森林整備箇所や製材工場等の視察、古殿町における林業振興の取り組み状況などを調査いただきましたが、その状況につきましては、資料12「森林審議会現地調査報告」によりご確認をお願いし、報告とさせていただきます。

なお、現地調査に併せて、第1回の森林審議会を開催し、福島大学の木村先生を会長に、県森林組合連合会の矢吹委員を会長の職務代行者に選出しておりますので御報告申し上げます。

報告事項の3点目でございますが、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」に替わる次期振興計画の策定につきまして、平成20年11月20日に森林審議会長から、早期着手に関する要望書の提出を受けておりますので御報告いたします。

なお、当計画に関しましては、その概要につきまして7番目の「その他」で説明させていただくこととしております。

それでは、次第6の議事に移らせていただきます。

議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長がなることとされております。

それでは、木村会長お願いいたします。

木村会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。

齋藤いち子委員と原田和信委員にお願いします。

つづきまして、議事の1番目、森林保全部会の部会長及び委員の指名に移りますが、その前に「福島県森林審議会保全部会規程」について、事務局より説明をお願いします。

森林計画  
主幹  
(堀江主幹)

森林計画課の堀江です。資料1によりご説明いたします。

資料1の4頁福島県森林審議会保全部会規程でございます。

第1条ですが、この規定は福島県森林審議会規定第7条の規定に基づき、福島県森林審議会保全部会の組織運営に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条ですが、部会は8名以内で組織し、福島県森林審議会の委員のうちから福島県森林審議会長が指名します。

第3条ですが、部会に福島県森林審議会保全部会長を置き、部会長は第2条で規定する委員のうちから会長が指名する者を充てます。

部会長は会務を総理し、森林保全部会を代表します。

部会長に事故がある時は、部会員が互選したものが長の職務を代行しま

す。

第4条の審議事項ですが、6頁森林審議会案件区分の森林保全部会の欄を御覧ください。

区分2番の林地開発許可関連ですが、開発行為に係る森林面積が10～200ha未満の事項を審議いたします。

4番の保安林指定解除に関することですが、保安林の解除面積が1ha以上20ha未満の事項を審議することとなります。

5番の森林病虫害等防除法関係ですが、県防除基準の策定及び変更、高度公益的機能森林及び被害拡大防止区域の指定又は変更、樹種転換促進指針の策定及び変更、地区防除指針の策定及び変更を審議します。

6番の木材安定供給確保事業に関する計画で林地開発行為がある場合、その開発行為に係る森林面積が10～200ha未満の事項について審議いたします。

以上の項目などについて保全部会で審議することとなります。

4ページにお戻りください。第5条ですが、部会の会議は部会長が必要と認めたとときに招集いたします。

第6条、部会長は会議を招集しようとするときは会議開催日時、場所及び会議に付する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

第7条、部会長は会議の議長となり議事进行处理する。

第8条、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

第9条、会議の議決は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条、議長は議事録を作成しなければならない。前項の議事録には議長が指名する2名の委員が署名押印しなければならない。

第11条、部会は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

第12条、部会の庶務は、福島県農林水産部治山対策課によって処理する。

第13条、この規定に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

以上となっております。

なお、委員数は、これまで同様7名でお願いしたいと考えております。以上です。

木村会長

ありがとうございました。ただ今の説明に関し、何か質問はないでしょうか。

それでは、これより森林保全部会の委員及び部会長を指名いたします。なお、保全部会の委員数はこれまで同様7名とします。

岡部委員、菊池委員、早矢仕委員、原田委員、矢吹委員、遊佐委員、吉田委員をお願いいたします。

なお、部会長は、引き続き遊佐委員にお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

それから先ほど議事録署名人を2名指名しましたが、原田委員が遅れておりますので、代わりに早矢仕委員にお願いいたします。

つづきまして、議事の2番目「各地域森林計画の変更について」に移ります。

ここでは、4つの項目について説明をいただくこととなりますが、はじめに、「福島県の森林林業の概要」及び「森林計画制度」について、説明をお願いします。

森林計画課  
長  
(相馬課長)

森林計画課長の相馬です。よろしくお願いいたします。

パワーポイントにより説明します。お手元の資料2と併せて御覧いただければと思います。

福島県の総土地面積は137万8千haございしますが、その7割の97万haが森林となっています。保有森林面積は全国第4位となっておりまして、北海道、岩手、長野に続く森林面積となっています。

森林の保有形態別林野面積ですが、国有林は41万haで42.1%を占めています。民有林については56万3千haで57.9%を占めています。

次に民有林の人工林天然林別面積ですが、人工林につきましては20万5千haで36%を占めています。天然林につきましては34万5千haで61%となっています。

一方、材積に関しますと人工林が約6割、天然林が4割と逆転するような形となります。これはha当たりの蓄積量を見ると人工林の方が大きくなりますのでこのような数値となります。

なお、国有林を含めた人工林率は、全国平均の41%に対しまして福島県は35%で全国第40位となっております。

ちなみに人工林率が高い地域は1番が佐賀県、高知県、福岡県などであり、北九州や四国などの地域が高くなっています。

民有林の針葉樹と広葉樹の割合ですが、針葉樹は23万1千haで約4割、広葉樹は31万8千haで約6割となっています。

これは、民有林の齢級別の森林資源構成表です。齢級1、2などと書いてございしますが、1つが5年刻みになっております。本県の場合、9齢級、41～45年生の戦後植えられたものがピークを迎えているということが言えます。

人工林に占める10歳級以上の面積割合は29%を占めている状態で、これが現状のまま10年間推移した場合、その割合は63%に増加すると考えられます。

樹種別面積ですが、1番多いのが「その他広葉樹」で31万4千haで約57%となっています。2番目がスギの13万haで24%、次に多いのがアカマツやクロマツ等のマツ類で、7万6千ha、14%となっています。その他ヒノキやカラマツが約2%ずつとなっており、本県においては広葉樹が一番多く、次いでスギ、マツといった樹種構成になっています。

続いて山林保有規模別林家数です。統計上保有山林面積1ha以上を林家としている訳ですが、保有1～3haの林家については25,000戸で県内の約6割を占めています。3～5haとなりますと約2割、5～10haで約12%となり、10ha未満の所有者が本県の92%を占めている状況です。

福島県における外材入荷実績（輸入・移入量）の推移です。外材入荷量は平成3年をピークに急激に減少しています。当時最も大きなものが米材の入荷量となっています。

なお、近年は中国などによる木材需要の増加や木材輸出国における資源政策等により輸入量が減少する傾向です。

なおロシア材については引き上げ前6.5%の輸出税をかけていたのが、平成19年7月から20%、その後4月に25%、来年1月からは80%の輸出税をかける予定であり、今後さらに輸入量が減少するのではないかと見込んでおります。

人工造林面積の推移です。表のとおり平成4年から右肩下がりに造林量が減少しています。特に天然生林を伐採し、針葉樹を植える拡大造林ですが、平成14年以降の林業公社での拡大造林の中止などにより、さらに減少しております。

一方択伐等伐採した下層に他樹種や同じ樹種を植栽する樹下植栽が近年増加していることが分かるかと思えます。

右肩下がりの中、平成19年の造林量が増え、拡大造林も増えておりますが、これは相双地区のマツクイムシ被害跡地の樹種転換などによるものです。

間伐対象年齢級森林面積と間伐実績ですが、造林補助事業による間伐対象年齢は4～9歳級となっております。間伐対象面積が若干減ってきている中で、間伐の実績は4,000ha/年で推移してきたものが、平成18年度の森林環境基金事業による間伐実施により平成19年にかけて大きく増加しております。それにより約7,000ha/年にまで増加しているのが分かるかと思えます。

今後は温暖化防止にも対応するため、高齢級の間伐を含めて推進していきたいと考えております。

間伐の実施状況で、いわき市田人町の写真です。中に作業道が見えるかと思いますが、このような道を入れながら間伐を実施しているという状況です。間伐により林内に光が差しこんでいるのが分かるかと思います。

計画区別の林内路網密度です。後ほどお話ししますが、福島県は会津、阿武隈川、奥久慈、磐城の4計画区に分かれております。

林内路網密度は森林内の林道と市町村道を合わせた林内の路網密度ですが、県全体ではha当たり14.3mとなっておりますが、奥久慈地域が一番高い数字になっております。奥久慈地域は昔から林業生産活動が盛んな地域で、そのような理由から林内路網密度が高くなっており、次いで磐城という順番となっております。

林道の整備状況ですが、写真は会津若松市の林道舟子線です。平成7年度に開設された2級林道で現在も工事は行っていますが、その林道を利用した間伐材等の搬出状況となっております。

道路の開設によって、隣接する林分から間伐材を搬出することができるという状況の写真です。

福島県における年齢層別林業就労者の推移です。今まで申してきました森林整備等には林業労働者が必要になりますが、昭和35年当時の就労者数は約1万4千人で、その中で44歳までの方が1万人ぐらいという状況でした。昭和40年、50年に大きく減りまして、そこからは大体500人ぐらいずつの減少が見られ、平成17年現在は1,800人弱の就労者数となっております。

ちなみに昭和35年に比べると12%、10年前と比較しても63%と年々従事者が減っている状況です。更に65歳以上や55歳以上といった高齢者の割合が高くなり、高齢化が進んでいる状況です。

人がいない、高齢化が進んでいるという状況では、ある程度高性能林業機械に頼らざるを得ないと思われれます。

本県の高性能林業機械の保有状況でございますが、平成18年度は112台導入されています。そのなかで一番多いのがフォワーダと呼ばれる木材を運搬する機械が6割を占めています。次いで特徴的なのがプロセッサと呼ばれる伐採木の枝払いや玉切りをする機械ですが、年々増加しているのが分かると思います。

写真はプロセッサの現場での作業状況です。木材をつかんだ形で附属する

チェーンソーで玉切りや枝払い等を行う機械です。バックホウを基礎にアタッチメントを付ける場合や、専門の機械もあります。

このような機械で林業林業就労者の減少をカバーする動きが出てきている状況です。

平成18年度から始まりました森林環境基金事業による間伐促進の取組みで、写真は南相馬市原町区です。現在森林環境基金事業では水源区域の間伐の遅れている荒廃しつつある区域の間伐を推進することとしておりまして、平成18～19年の2カ年間で約4,000haの森林整備を行っている状況です。

また、森林環境学習等様々な取組みを行っておりまして、森林ボランティア活動支援や環境学習など14万人の参加者を得ている状況です。

写真は埴町にある日本有数の大規模製材工場、協和木材です。

フルに稼働した場合、年間13万m<sup>3</sup>の国産材の消費が可能となっております。なお、県内には原木消費量1万m<sup>3</sup>以上の製材工場が11工場ありますが、徐々に外材から国産材にシフトしている状況です。

木質バイオマスの利用促進です。写真はペレットストーブと燃料になる木質ペレットの写真です。現在も森林環境基金による導入経費にかかる補助事業の活用などで導入台数は飛躍的に増加しており、現在400台設置している状況です。

先ほどの部長からの挨拶にもありましたが、地球温暖化防止の一環として、このような木質バイオマスを化石燃料の代替エネルギーとして活用することに期待が寄せられている状況です。

以上で福島県の森林・林業の概要についての説明を終わりますが、引き続き、福島県の森林計画制度について説明いたします。

地域森林計画は森林法第5条により、知事が全国森林計画に即し、各地域森林計画区の民有林において5年毎に10年を一期として計画をたて、地域に応じた森林整備の目標を明らかにしたものです。これらの地域森林計画に基づきまして、各市町村では市町村森林整備計画を立てる訳ですが、スライドはこれらの体系図となっております。

一番上に森林・林業基本計画が書いてありますが、森林・林業基本法という法律がありまして、この法律に基づき国は基本計画をたてることとなっております。これに即した形で全国森林計画（15年間の計画）を農林水産大臣がたてることになっています。全国森林計画に即しまして、各地域森林計画区の民有林においては地域森林計画をたて、国有林においては地域別の森林計画を森林管理局（県内では関東森林管理局）がたてることとなっております。市町村では地域森林計画に適合して10年間の市町村森林整備計画をた

てることとなっています。

即してという言葉は基本的に数字が一致するという意味で、適合してという言葉はある程度幅をもって作るという意味です。全国森林計画と地域森林計画はほぼ数字が一致していなければならない。一方県と市町村に関してはある程度幅を持たせた形で地域の実情に合わせて計画をたてる仕組みになっています。

森林所有者は所有森林に対して5年間の森林施業計画をたてることとなっております。この場合は、市町村森林整備計画に適合した形でたてることになっております。

先ほど福島県の森林計画区が4つあると申しましたが、浜通りが磐城森林計画区、矢祭町など福島県の県南部が奥久慈森林計画区、中通りの阿武隈川流域が阿武隈川森林計画区、会津地方が会津森林計画区と4つの計画区に分かれております。

森林計画期間ですが、全国森林計画は15年間と申しましたが、現在は平成16～30年までの計画期間となっております。計画は5年毎に見直すこととなっております。今年度がその見直し時期となっており、10月21日に閣議決定され、新たな計画は平成21～35年までの15ヵ年計画となります。

これを受けまして福島県の4つの計画区についても、新たな全国森林計画に即した形で変更することになったものでございます。

地域森林計画で定める事項ですが、正確には13の事項に分かれておりますが、それらは大きく3つに分けることができます。

1つめは対象森林の区域です。どこまでを森林とするかを決めて、林地開発や伐採届出など法律に基づく制度運用の根拠となる森林の区域について定めるものです。

2つめは森林施業に関する基本的な方法など、市町村森林整備計画の指針として示すものです。

3つめは計画区内の伐採材積、造林面積等の計画量を定めるものです。

以上大きく分けて3つの事項について定めております。

以上で説明を終わります。

木村会長

ありがとうございました。

引き続き、「新たな全国森林計画策定の概要」及び「各地域森林計画(案)の概要」について、事務局より説明願います。

堀江主幹

それでは資料4により、新たな全国森林計画の策定について説明します。

1 番の全国森林計画の趣旨ですが、先ほど説明ありましたとおり、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに10年を一期としてたてる計画でして、次期計画は平成21～35年までとなっております。その内容については、都道府県知事がたてる地域森林計画等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示しております。

概要としましては、森林の重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、針広混交林化や長伐期化等の多様な森林の整備・保全を進めることとし、育成複層林の面積を増加することとしています。

2 番目としまして森林整備の目標、計画量につきましては表のとおりでございますが、特に健全な人工林の育成と成熟化しつつある国内資源の本格的な利用を推進するため、間伐を主体に伐採立木材積を増加させております。概ね1.2倍程度の計画となっております。

次の頁ですが、その考え方について情勢の変化等について整理しております。平成18年9月の変更以降の外材、輸入等の減少により国産材への期待の高まり、造林未済地の問題、森林吸収源対策の推進、生物多様性の保全などを踏まえ、新たな全国森林計画策定のポイントとしまして、育成複層林の計画的な整備推進、高齢級人工林の積極的な間伐の推進、人工造林又は天然更新による適確な更新の確保、林道、治山事業の計画的な推進、森林境界の整備促進、合法性の証明された木材の利用促進等をポイントとして全国森林計画が策定されております。

県内の各地域森林計画をこれらに基づいて変更するわけですが、変更案としましては、資料8～11までが各地域森林計画の案となっております。これらを全部読み上げることはできませんので、資料6により一括してポイントを説明したいと思います。

資料6の1頁ですが、先ほどの説明のとおり、全国森林計画は平成21～35年の新しい計画期間で見直されます。これに応じて県内の阿武隈川、奥久慈、会津、磐城の各森林計画も見直すこととなります。これらの樹立は平成17年から1年ずつずれて計画をたてるという形となっております。今回は全国森林計画を踏まえてその部分を変更するというところでございます。

2 番目の地域森林計画の考え方でございます。森林法第5条第1項において都道府県知事は全国森林計画に即して地域森林計画をたてななければならないとされており、また同4項において、都道府県知事は森林の現況、経済事情等に変動があったため、必要と認めるときは地域森林計画を変更することができるかとされております。

今年全国森林計画が10月に策定され、これらの森林整備の目標や計画量が示されております。また、森林計画課長より説明がありましたとおり、森林・林業を取り巻く環境は、利用可能な人工林が年々増加する一方で、地球温暖化に向けた間伐の促進や木材輸出国の資源政策などによる木材輸入の減

少と国産材を主体とした大型製材工場の整備など大きく変化しているところ  
です。

以上の点から、地域森林計画も全国森林計画に即した計画にするため、4  
森林計画区全てにおいて変更を行うこととしたものであります。

2頁でございます。変更のポイントとしまして6つございます。

1つ目としましては、林地開発の完了により地域森林計画の対象とする地  
域を見直しております。計画書で見ますと、阿武隈川の場合Ⅲ－1、6頁に  
記載されることとなります。各計画区共通になっておりますのでポイントに  
沿って説明したいと思います。

2番目としまして、伐採計画量については、県内人工林の壮齢、高齢化や  
国産材需要の高まりを考慮するとともに、新たな全国森林計画に示された目  
標等の考え方に即すよう計画しております。また、林地の保全及び公益的機  
能を重視した伐採に努めるため、具体的な留意点を追加しております。

3番目としまして、育成単層林については、森林の有する多面的機能の発  
揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、若齢林分の保育・間伐に加  
え、今後増加していく高齢林分の間伐や、育成複層林施業への転換をより推  
進する計画としております。

4番目としまして、伐採後の適確な更新を図り、森林資源の保続を考慮す  
る観点から、伐採に見合う造林量を計画しております。

5番目としまして、林道計画量、治山事業等の計画量は、全国森林計画の  
目標数量、関係市町村の要望状況、豪雨等災害状況を踏まえ計画しておりま  
す。

6番目としまして、その他、新たな全国森林計画の策定内容に、地域森林  
計画が即すよう見直しております。

次に「4変更内容」でございますが、次の頁から記載しておりますが、番  
号等は阿武隈川森林計画書の番号となっております。

3頁をお開きください。表の右側に主な変更点がございますが、変更点が  
あったものについて、概要を説明します。Ⅲの計画事項の1でございます。  
計画の対象とする森林の区域、これは計画区ごとに林地開発の完了等により  
表のように見直しております。県内合計32haの減ということで、それぞれ  
林地開発等による減少によるものです。

4頁の2番目としまして、「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」  
でございます。その(2)ですが、森林・林業を取り巻く環境の変化に適切  
に対応するため、次の文章を追加しております。「県内の森林は、年々利用  
可能な人工林が増加しており、また、これに加え、世界的な木材需要の高ま  
りや木材輸出国における資源政策などを受け、木材輸入量が減少してきてい  
ることから、今後、県産材の需要拡大による森林伐採面積の増加が予想され

ます。

このような状況下において、木材資源の循環・利用の確保と安全で安心して生活のできる県土の形成を進めるため、森林の伐採に当たっては、公益的機能の維持に十分配慮した方法により行うとともに、早期かつ適確な更新を行うこととします。

特に育成単層林については、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、若齢林分の保育・間伐に加え、今後増加していく高齢林分の間伐や、立地条件に応じた育成複層林施業への転換を推進することとします。」このような文章に修正しております。

5頁の上の方ですが、次の文書を追加しております。「野生鳥獣被害の防止対策の推進、花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進。」「路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。」でございます。

次にその下、複層林施業の推進ですが、表において森林資源の状況を示しております。パワーポイントで説明しますと、育成単層林、いわゆる林木の一定のまとまりがあるスギ等の単純な林相で、伐採して再植林をする森林を育成単層林と呼んでおりますが、これを先ほど申したとおり県内計画区の計画期間がずれておりますが、目安の県計としまして、194,655haの10年後の森林を目指すこととしております。

続きまして育成複層林でございます。これは林木を一部伐採したところに人為的に更新するような森林でございます。写真は上がアカマツ下がヒノキでございます。このような育成複層林については目安として24,438haの状態を目標としております。

3番目に天然生林で、自然にある山でございますが、これを主として天然林の活用により保全管理していくというようなことで、一部利用するところもでございます。こういった天然生林については、328,444haを目指しているという状況でございます。

それらを目指したことにより、森林蓄積はha当たり265m<sup>3</sup>、林道の整備率は68.7%というような計画になっております。

続きまして6頁でございます。「伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」でございますが、右上の変更点でございます。県産材の需要拡大により、伐採増加が見込まれることから、伐採箇所の林地保全及び多面的機能の持続的な発揮のため、1箇所あたりの伐採面積限度を制限林を除く全ての森林を対象とするよう見直すとともに、保全を図るための具体的な施業方法を追加しております。修正箇所ですが、「制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模におさえるとともに伐採箇所についても分散を図るも

のとします。

具体的には、水土保持林においては、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努めるとともに、尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体として保護樹帯を設けることとします。また、森林と人との共生林においては、自然環境の保全または保健文化機能の維持増進を図るため、択伐を基本とした施業によることとし、資源の循環利用林においては、伐採箇所の配置や搬出の方法及び搬出路の選定に関し、林地の保全や公益的機能の発揮に十分配慮した伐採に努めるものとします。

育成単層林施業における主伐に関し、次の文章を追加しております。「連続して伐採を行う場合は、保護樹帯を設定するか又は隣接する林分がうっ閉後に伐採することを原則とします。」という文章を追加しております。

続きまして7頁です。「伐採立木材積」でございます。これにつきましては、新たな全国森林計画の策定内容を踏まえるとともに、森林資源の充実に伴う県産材の需要増加を考慮した主伐材積としております。また、地球温暖化対策に資するため、保育間伐の一層の推進に加え、高齢林分の間伐を推進する計画としております。

その考え方についてパワーポイントで説明します。先ほど人工林の齢級配置について説明しましたが、黄色の部分は、いままでも行われている保育間伐といわれるもので、これらを進めていきます。それから紫色の部分は主伐で、できるだけそれらの木材を利用していくような社会に対応していきます。あと10年後にかなり10齢級、50年生以上の木が増えてきます。それらについても主伐もなかなか難しい現状もあるので、オレンジ色の部分になります。高齢級間伐として進めていくということでもあります。当然紫色の部分については左側に1齢級の部分、灰色の部分がありますが、植えるように計画していくあるいは指導していくという考えで計画しております。

7頁にお戻りください。伐採立木材積量でございますが、県計で10,216千m<sup>3</sup>の伐採が10年間で行われるということでございます。これは、実績比にしますと1.3倍ほどの量となっております。計画上は1.7倍ですがそのような数字となっております。

続きまして8頁ですが、記載箇所の変更でございます。先ほどに伐ったら植えるということをお原則としておりますことを整理しております。記載箇所の変更なので説明は省略します。

続きまして9頁です。「人工造林及び天然更新別の造林面積」でございます。今説明しました主伐後の造林計画量を適正に植えていった場合の計画量を基本としておまして、人工造林では11,000ha、天然更新では19,000haほどとなっております。合計で30,000haとなっております。これは実績比とすると2倍ほどとなりまして、鋭意進めることが必要となります。

続きまして10頁、5番の「間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項」でございます。この(1)でございますが、長伐期施業における高齢林分の間伐の方法について、追加記載しております。先ほど申しましたとおり、「長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うものとしします。」

(2)としまして、「間伐の立木材積」でございますが、一層の間伐推進を図るということで、合計で3,842千m<sup>3</sup>の間伐を予定しております。これは材積にして2倍程度でございますが、高齢級間伐も入ってくるということで、面積については、10年間に均せば、ほぼ今の面積で確保できるような見通しとなっております。

続きまして11頁、(3)の「その他間伐及び保育に関する必要な事項」となります。これは木質バイオマスの利用促進のため、「地球温暖化防止や循環型社会の形成に向け、間伐材の搬出促進による木質バイオマスとしての利用促進に努めるものとしします。」と追加記載しております。

つづきまして12頁の(2)ですが、主な変更点の(1)でございますが、水土保持林につきましても、「水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るとともに、生物多様性の保全に資する」ということを付け加えております。

(2)の森林と人との共生林ですが、「野生生物の生息、生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとします。」ということをつけ加えております。

7番の「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」、(2)ですが、新たな全国森林計画の目標と地元市町村からの要望状況等を踏まえ計画しました。また、緑資源幹線林道については(独)緑資源機構が廃止されたことから、各路線の見直しを行いました。次の頁に計画量が記載されております。新設について見ますと、現計画路線数350に対し294と8割程度になっております。先ほど説明しました緑資源幹線林道、会津管内ですが、これまでに、2路線39,400m、延べ9町村で計画しておりましたが、見なおし結果を踏まえ、各市町村に7路線18,593m計画されている内容となっております。

続きまして14頁、8番の「森林施業の合理化に関する事項」です。この(1)に、「また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとしします。」ということを追加記載しております。

(4)の「作業路等の整備」ですが、「路網と高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの整備及びその普及定着

を推進するため、路網整備においては、林道等と適切に組み合わせた作業路等の重点的な整備を推進することとします。この場合、高性能林業機械等の走行に用いる作業路等については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、できる限り簡易で耐久性のある構造で整備することとします。また、必要に応じて集材を行う際の作業場等森林整備に必要な施設の整備についても推進するものとします。」という文章を付け加えております。

続きまして15頁の(5)ですが、全国森林計画に合わせまして「流通加工体制の整備」に改めております。追加文章ですが、「その際、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用の普及について関係者一体となって推進するよう努めるものとします。」という文面を加えております。

続きまして16頁の10番「保安林施設に関する事項」です。これは荒廃の恐れがある森林等において災害防止機能を早急に発揮させるため、追加しております。県内総数としまして22ha増の113,455haの指定を予定しております。

続きまして17頁、その指定の内訳ですが、水源かん養をはじめ表のような保安林の指定を予定しています。合計で4,904haでございます。

続きまして18頁(3)、「治山事業の数量」ですが、集中豪雨等による災害発生状況、社会的要請等を踏まえ計画しております。10箇所増加で515地区を計画しております。

続きまして11番の「特定保安林に関する事項」ですが、特定保安林の区域において、機能の発揮が低位と認められる森林については新たに要整備森林に指定し、既指定箇所において整備がなされた箇所においては指定を解除しております。指定箇所については御覧のとおり磐城森林計画区、解除については阿武隈川森林計画区です。

続きまして19頁です。これは法令により施業に制限を受けている森林の施業方法でございまして、尾瀬国立公園が今回指定され、その中に民有林がございまして、追加しております。場所についてパワーポイントで説明しますが、赤い区域が新たな公園区域となっております。左が檜枝岐地区で、民有林が184haでございます。右側が南会津町内で、ここは特別保護地区12haを含む324haの民有林がございまして、これらについて施業が制限されることとなります。これらについて計画書に盛り込んでおります。

以上ですが、これらにつきまして資料8～11の各計画区において盛り込

んでおります。なお、地域森林計画の変更のスケジュールですが、資料7を御覧ください。本日でございますが、審議会における変更案の説明としております。その中で、質問がありましたら1月9日まで提出していただくことを予定しております。

1月9日から変更案の縦覧を30日間行いまして、県民等から意見を受けることとなります。2月10日までに市町村等から意見を聴取いたしまして、当審議会への諮問。2月下旬から3月始めにかけて、第3回森林審議会を予定しております、答申をいただくこととなります。その後大臣へ協議しまして変更の決定、4月1日からの適用というスケジュールになっておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

木村会長

ありがとうございました。

「福島県の森林林業の概要」、「森林計画制度」、「新たな全国森林計画策定の概要」、「各地域森林計画（案）の概要」の4つの事項について、事務局より説明いただきましたが、長時間の説明となりましたので、ここで休憩を取らせていただき、質問は、休憩時間後にいただくこととします。では、10分間程度休憩を取らせていただきます。

(休憩)

木村会長

それでは、再開いたします。

これまでの説明について、質問がありましたらお願いします。

外山委員

色々ご事情はあるかと思いますが、数値的な関連で質問したいと思います。資料6の5ページですが、林道整備率の部分で、阿武隈川と会津で整備率が下がっていることについて、緑資源機構の県へ移行したという経過などで下げられたのか、その背景を教えてくださいたいのが1つです。

それから、7ページの伐採材積量でかなり会津が伸びていますが、勿論全国森林計画との整合性との関係からだと思ふ訳ですが、その事情・背景と、それから参考まで福島県における造林未済地がどのようになっているか、それを踏まえて高齢級間伐を今後推進していくか、現時点での考え方を分かる範囲で結構ですのでよろしくお願いします。

林道整備課長  
(武田課長)

まず林道の整備率についてですが、今回の全国森林計画で林道の整備率が現計画の約74%という形で縮小されています。地域森林計画についても即して見直すということで、即してというのは数字的には±20%の範囲という規定がございますので、その中で見直しを行っております。奥久慈と磐城についてはその範囲に入っておりますので、現計画どおりとしています。

阿武隈川と会津につきましてはそれ以上となりましたので、見直しを行いませんでした。それによって林道の整備延長、今後の計画期間の整備延長が短くなったということです。特に会津につきましては説明にありましてとおり、旧緑資源の幹線林道で約20km程度の減をしています。その他についても一般の林道整備について計画はあるんですが、緊急性の低いところ等を今計画により見直した形で整理しております。

堀江主幹 先ほどの会津の伐採関係ですが、会津の伐採の実績を見ますと、138万8千m3ほどございます。したがって現計画が少し低めであったということで、それを上回る伐採が現実的に為されている状況で、実績比で1.3倍という状況です。

造林未済地ですが、福島県において統計上は造林未済地がないことになっております。実際は伐られた後、広葉樹等の天然更新がなされているということで、そのような整理になっております。

外山委員 分かりました。それで造林未済地の問題で特に気になった点が、先ほどの大型工場、セイホク等ですね。それからロシア産から国産材への転換、その背景には大型木質系ディベロッパーが国産材100%使用になってきたということで、特にカラマツ資源が今後気になるところであるということでございます。その面から会津が気になるということで、実は北海道ではカラマツそのものの苗木の供給が追いつかないという状況から、カラマツの伐採跡地でカラマツの更新ができない。今後現実的にカラマツ資源については伐りっぱなしになるんじゃないかということをお慮することが背景にあるので、それに対する計画・法令上のフォローが必要じゃないかということです。ただ実績の部分で追従するというのもありますが、逆に計画上これぐらいに抑えましょうということもあるかと思えます。この場ですぐ答えられる部分ではございませんので今後の課題としていただければと思います。

木村会長 他にございませんか。

原田委員 先ほどのスライドの人工林の齢級別森林資源構成表で、7年、8年、9年とあるわけですが、私達は県南の西郷村出身で、私の80になる父が植えた25～30年生のものが沢山あり、直感的に当時の植林ブームで植えた木が沢山あって、その後外材の輸入などがあって、植林が少なくなってきたというのを私は感じてきました。ところがスライドを見て、15年以上の木が極めて少なく、7～8年の木が増えた背景について解説をお願いしたい。

木村会長 齢級と齢は違って、8齢級は8×5で40歳です。齢級というのは少し分かりにくいですね。

原田委員 植えてから8年ではなく、40年ということですね。

木村会長 植えてから36～40年です。

原田委員 私たちが森林環境税とか地球温暖化とか、小学校や中学校で教えるときに解説できるような形でやって頂かないと困るんです。その当たりを含めて解説をお願いします。

相馬課長 1齢級は5年でございます、県の資源構成上は9齢級がピークを迎えています。9齢級は41～45年生までで、戦後の昭和30年代後半～40年代に植えられたものがピークを迎えています。これらについて、その後手入れがされていないという状況がございます、間伐施業をしなければならないであろうと思われま。また、10齢級以降は高齢級であり、抜き切りといった森林整備をしていかなければならないだろうと考えております。

原田委員 そうすると、我々が学校林に植えたり、父が一生懸命に取り組んでいたものと一致しました。これは世間的には通用しないので、通用するような表現を県の当局にお願いしたいと思ひます。

木村委員 私も最初齢級という言葉ではなかなか通じなくて、単純に年齢に言い換えれば良いようなことかもしれませんが、一般向けや、このような場でも併記するなどの方法があるかもしれません。

原田委員 私は公募委員だから、分からなければ分からないとはっきり言う。それに対して先輩委員や県の担当課長さんは分かり易く解説する。それはやっぱり税金を納めている県民に対する義務だと思う。

相馬課長 齢級については分かりにくい表現だと思いますので、次回以降分かり易い表現にしていきたいと思ひます。

木村会長 他にございますでしょうか。

岡部委員 山の方では現実にどうなっているかということを含めながら質問したいと思ひます。お陰様で森林環境基金事業で山の奥まで間伐していただいて、私も50haぐらいずっと歩いたんですけど、ほんとに山がきれいになってきています。ありがとうございました。

それで、その伐った木を車の行くところまで搬出する人が非常に少なく、せつかく伐ったものがそのまま腐ってしまっている。そういうものがたくさん見られてきている。もったいない話で、いままでは材というのは良いところ、トロや何かを取るような、そのような材の生産を小さいうちからい

われてきたのですが、今ではむしろスギならばスギの葉まで含めて、例えばペレットなどで全部利用するんだという中で、山から搬出してくる人がいなくなってきました。大型機械なんかが入れないところが沢山あるわけですから、そういう材を有効に利用することを、新しい計画や、何かの中で盛り込んで森林所有者や生産者が何とか生活できるという方法が無いとお考え頂きたいと思います。

林業振興課長  
(宍戸課長)

2つの点から御説明と考え方を申し上げます。まずバイオマスの利用という面ですが、岡部委員のおっしゃるとおり現在の状況を見ますと、これまでは製材用にトロだけ持ってきていましたが、今は「中落ち」と言いますか、いわゆる梢端、枝葉、根元の部分とか、そのまま置いてきたようなものに対して需要がでてきております。曲がりのあるものも前は置いてきた訳ですけども、合板向けに使われるもの、それからチップに使われるもの、チップもボード用に向けられるもの、燃料に向けられるものということで、大量に使いたいという申し出がきております。ですからこれらをどうやって出していくか、逆に言うとそれらがお金になるという状況がでてきているのが1つです。

これを人の面から見ていきたいと思います。なぜこれらを出せないかという話ですが、先ほどの担い手の人数のグラフでは、平成17年で1,755人になっております。平成12年からですと毎年100人ずつ減っているという中で、今年現在で1,500人ぐらいになっているのではと思います。ですから現時点で森林整備をしましょう、間伐をしましょうということで事業がたくさん出てはおりますが、残念ながらその伐採木を出すための人手がないというのが現実の姿ではないかと思っております。では先行きは どうする という話になりますが、1つは岡部委員がおっしゃったとおり、作業道の整備が必要かと思えます。今までは木が立っているところで伐採をして、製材用の分だけ引き出してくるというのが作業のあり方だと思いますが、これを機械力等を使いまして、伐ったものを全て全木で引き出し、全部利用できるようにする仕組みが、先行きの計画としては必要になってくるかと思えます。ですから林業労働力の確保というのが一つ大命題としてございますが、さらに作業のしくみ、やり方を変えて、高性能林業機械などをうまく組み合わせて需要に応じた木の使い方を山元側も工夫する、それから需要側も含めてきちんと供給していく、そういうしくみ作りをしていくというのが一つの課題だと思います。ちょうどプラン21の計画編成時期にもあたるとのことなので、内容を十分吟味して盛り込んでいけたらと考えております。

岡部委員

高性能林業機械などを利用して、あるいは林道などをもう少し作っていくという話があったわけですが、おかげさまで私の方ですね高密路網というのが入っている地域なんです。haあたり50mぐらいは入っているかと思うのですが、そういうところですら出せないんですよ、現実には。その辺もから

めて計画の中で、もう少しきめ細かく入っていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

矢吹委員 先ほどの造林未済地の問題と森林の更新の問題についてですが、先ほど県の方では統計上は造林未済地はないということで、私も理解はしているのですが、過日林業研究センターで研究報告会が開かれて、私は出席しなかったのですが、報告書を見てですね、5年以内には森林の更新はできていないという、たしか最終結論だったような気がするのですが、そのようなことも踏まえまして今後さらに研究をきめ細かくというか、先日の審議会現地調査でも福島大学の、木村会長の設定している間伐率に応じた森林の更新状況ということもございますし、そういう色々な点を踏まえて統計上の数を御検討していただく必要があるのかと思います。これは意見ですので回答は結構です。

木村会長 天然下種更新しているということですが、広葉樹出ないようです。昨日も前橋にいて色々話を伺ってきましたが、平成8年ぐらいに伐倒したところで、いま広葉樹がどれぐらい出ているかということで、10cm～3mの間で更新していて、10年経ってそれぐらいなんですけど、そのあたりはどうでしょうか、県の方で何か取り組まれているものがありますでしょうか。

堀江主幹 造林未済地関係でございますが、伐採跡の天然更新等については、福島県は気候的にもある程度にはなると思うのですが、新たなプランの中でもそのような再造林のことをどのような方向にするのかなど、十分に検討していかなければならないと考えております。

外山委員 あくまでも参考ですが、国有林では更新そのものが一時期本当に金が無いなかで天然更新するか、国有林の方では一つは裸地化の防止、あるいは更新が進まないとすれば複層林化ということ、それから先ほど言いました間伐、長期・高齢級間伐という形でもって、更新を少し先延ばしするという手法がありました。それで広葉樹ですとかなり天然更新しますし、下種更新もするんですが、その意味からしますと、これは実際計画書の話と指導では複層林化しましょうという形と仮に経費的にそれができなくても全体が裸地化しないような方向というのも一つの指導方法としてあるのかなと思います。

先ほどの宍戸課長さんの方からも担い手が高齢化して減少しているという話がありましたが、実は私の現場の実感としまして作業されている方が、非常に若返ったなと思っています。方向性とするれば、私はこういう立場で30年経ちますけども、今の福島現場ですと20、30代の方が特にここ近年の社会現象の部分から、ただその方が定着化するかというのが一つの問題かなと思っていますけども、少なくとも私の現場で請負事業されている方ですと、建設会社へ行ったが倒産したので、一級土木施工管理士などの肩書き

を持った方も入ってきている。また自衛隊のかつて将校で一佐の方が山の現場代理人として入っているなど、山に対して賃金という形はかなり安いけれども、山で働くことに対しての魅力というものを感じて入ってくる方も増えているということで、かつての単に高齢化しているという形でない部分も出ているのかなど。それで特にこの吸収源対策という形でもって数値的な部分を今私は手元に持ってきてませんが、少なくとも来年度あたり国有林ですと保育間伐など山の仕事は倍ぐらい実施する。労働力が逆に事業量を増やしたことによって不足する。それが結果的に民有林の仕事へ行かないという形になるということもできます。それは一時的なことかもしれません。ただ仕事量をこの機に、いわゆる若い方を入れて若干仕事量が減った時にご高齢の方にご勇退いただくという、一つの新陳代謝する非常にいいきっかけになってくれればなと思っています。

それと先ほどの造林未済地の解消方法ですけれども、いままでは木を山から出すということの低コスト化はかなり実践されてきたのですが、造林、植え付ける方の低コスト化というものがあります。それで今、全国の森林管理署に指示が出される、5年以内にいわゆる造林コストを1/2に減らせと。その具体的手法は、ポット型の苗である。これそのものは今までは専門的にはありますけども、早く森林を作れる段階でも、20、30年生で枯死するという問題もあり、吹っ飛んでしまった。苗も重くものすごく手を焼いた。それを改良したものができています。それで特に大型の苗をつかったもの、つまり今まで植え付けるとき、植え付けの地ごしらえ、それと一番金かかるのが下刈りで、これを5年ぐらいやらなくてはならない。これをいかにしてコストダウンを図るかということで、国有林では一応計画上、それを2年に短縮しようかと。そのため、今までと同じような30~40cmの2号苗とか3号苗とかいうのがあります。これを草丈をすぐに超えるように75cm、90cmの大きな苗を使ったところに、それで逆に先ほどのコンテナ苗とかポット型の苗のミソはなにかというと、皆さん植え付けますね、植え付けたら側根について根がありますね、それがすぐ根になるんじゃないんです。そこから白い根が出て初めて根になる。ですから植えた当初、白い根はないからあまり成長が良くない。ところがポット状だと根のダメージがなく、白い根が生きていますから当該年で20~30cm伸びるということで2~3年で造林の技術上の経理、まあ試算程度ではあります、それが大体1/2程度にはなるということも含めて、全体的にそういう考え方が今動きつつあることをご紹介しつつ、いわゆる造林未済地の部分としての検討の一つのヒントになるのではと。私からは以上です。

木村会長

よろしいでしょうか。では吉田委員お願いします。

吉田委員

山間部の地域づくりという視点で見ましても、若い人が確かにたくさん入ってきています。過疎地に移住者ということで、盛んにやっていますので、

農業とか田舎暮らしという視点で若返っていますけれども、なかなか生活が成り立たないというのが現実なんです。これ林業も同じことだと思うんです。森林計画の有りようというのが、私の要望と少しずれるかも知れませんが、ここにバイオマスのことが特化して書かれていますけど、バイオマスだけが産業ではないと思うんですね。林業のことも農業のこともちゃんと産業になっていくシステムができあがっていないと、若い人が入ってきても続かない。そして現実的には高齢化、疲弊という状況があるわけですから、この産業にもう少し森林計画の姿勢として産業づくりというところに重きを置いて欲しいと思いますね。色々な受け入れの鐘や太鼓というのがたくさんあるんですけども、一部の十分に国や行政などからお金が十分に入ってきているところは居やすいという状況を作れるんですけど、一般の力のない過疎地にまで農業、林業の再生をするとすれば、やっぱり全体的な農林業の産業化というのが必要になってくるんじゃないかと思うんです。その双方がないと森林計画の議論とすてきな知恵がないと林業も農業も動くだけになっていくのではないかと素人なりに感じていますのでその雰囲気をお聞き頂ければ幸いです。

飯束次長

吉田委員の方から産業振興の話がでた訳ですが、少し紹介させていただきます。今回森林審議会の方にお諮りしているものは2つありまして、地域森林計画編成の部分と振興計画の見直しということでお願いする訳ですが、今でていました産業づくりなど、県の施策、地域振興にからむ部分が、別件でお願いしようとしています県が今現在持っているプラン21の振興計画になります。

地域森林計画につきましては、あくまでも福島県の森林を適正に継続して利用していくためにはどうするかという指針的なもの、いふなれば管理計画です。そのようなものを活用して地域の振興をどうするかを次にお願いする形になっていますので、御意見は自由に出していただいて、私どもの方でそれは地域森林計画の部分、こちらは振興計画の部分と私の方で受け止めて整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田委員

ありがとうございます。具体的な方策については、プラン21であるとか現場や自治体で検討なさっていくと思いますが、ちょっと気になったのがバイオマスという言葉が森林計画の中に入るのであれば、もう少しだしていくべきではと思います。

早矢仕委員

私の住んでいるところは双葉郡富岡町で、皆さんご存じかと思いますが、原発立地町村で、経済的に余裕があるといつてはおかしいんですけど、今のところ、山を切り開いての住宅建設が多くなっています。ただ先ほど岡部委員が言ったように、伐採はしていますが、その木が本当に使われているのかと

いうことを、私はいつも思っていました。新しい家ができたのを見てみると、何とかハウスの流行の新建材というのか、合板、軽量鉄骨みたいなものが、ほとんどで、本当にだいぶ前から福島県でも木を使って家を作りましょうと大義名分上は謳ってはいるんだけど、実際それが、どこまで浸透しているかというのが私、いつも疑問に思っています。本来は日本の文化でいえば、家を造るにも日本の風土気候にあったように木造でつくるべきで、先人たちの知恵を絞ってつくっていたはずなのに、いつのまにか街並みは西洋化してしまって、田舎の環境では無くなってきてしまったというのが残念に思っています。木を切ったけれども切ったまま山に残っていると岡部委員がおっしゃっていましたが、本当にその通りで、これをもうちょっとがんばっていただいて、家をつくる方にPRしていただいて木を使ってもらうという活動に力を入れていただけたらなど、思っておりますがいかがでしょうか。

宍戸課長 木材の一番需用が大きいところは、住宅でございます。県内の住宅着工は年間1万2千から1万1千戸ですが、約7割が木造住宅ではあります。ただ、大手メーカーより地元の大工、工務店などがおやりになる例が多いものですから、目につく機会となりますと大きな展示場などが造れないという事情もございまして、PRのほうが若干弱いというのが実態です。住宅に関わる業界の皆様と一緒にしまして木造住宅の推進協議会という形でPRしていこうという活動も行っています。PR下手というところは間違いなくございますので、持ち帰りまして協議会の中でももう一度議論してみたいと思います。

木村会長 よろしいでしょうか。  
なお、先ほど事務局より意見の照会期間を設けていると説明ありましたので、補足説明をお願いします。

堀江主幹 はい。皆様のお手元に、質問様式として「各地域森林計画変更（案）に関する意見」と記載した用紙を用意させていただきました。今日、まだ言い足りない部分といったものがあると思いますので、1月9日まで報告いただきますようお願いいたします。報告様式は、資料のナンバー、ページ等を記載しておりますが、もし、任意の様式の場合は、どのページか等を分かるように提出していただければありがたいと思います。  
いただきました意見等につきましては、次回の審議会で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

木村委員 よろしいでしょうか。  
それでは、議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

司会 ありがとうございます。

つづきまして、7「その他」に移らせていただきますが、木村会長には、そのままの席でお聞き願いたいと存じます。

本日は、委員の皆様にも、早期策定についてご意見をお伺いいたしました「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21に替わる次期振興計画の策定」に関する事項と、平成18年度からスタートしました「森林環境基金事業に関する取り組み状況」、そして、このたび策定しました「福島県森林吸収量確保推進計画」について御説明することとしております。

はじめに、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21に替わる次期振興計画の策定」について、事務局より御説明いたします。

堀江主幹

はい。私から説明させていただきます。資料13をご覧ください。

先ほどから出てます「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」を、前回お配りしてあるわけですが、その概要について御説明いたします。まず策定の趣旨ですが、森林との共生の理念に基く循環型社会の実現に展望した21世紀半ばにおける望ましい森林林業、木材産業の姿を示すものとともに、その具現化にむけて10カ年の基本目標と施策を明らかにしたものでございます。性格と役割ですが、県の長計の林業分野の計画でございまして、本県の森林林業木材産業の振興を図る基本的な指針としておりまして、地域森林計画などのより具体的な施策というような計画となっております。対象期間は平成22年度までの10年間です。施策体系としましては、5本の柱がございまして、豊かな森づくり、県土づくり、産地づくり、人づくり、森をはぐくむ心づくり、として進めて参りました。それらを進めて、2ページ目でございますが、主要の進捗状況ということでそこに載せておりますが、5つの森林整備に関するもの、あるいは保安林の県土の形成づくり、あるいは木材の需要拡大、林業担い手育成、県民参加の森づくり、こういったものの指標をたててやっております。外にも17項目ほどございますが、おおむね全体を見ますと70%未満が4項目ございますが、平成18年度の進捗状況はおおむね順調となっております。なお、これらの細部につきましては、総点検を実施しまして、次回の森林審議会でご報告する予定となっております。ここに参考までに主な指標について載せております。

3ページでございますが、これに替わる次期振興計画の策定につきましては、森林林業をとりまく情勢の変化、福島県新長期総合計画「うつくしま21」の前倒し策定などを踏まえて、一番下でございますが、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン」については平成22年度の満了を待たずに平成21年度中に次期振興計画を策定することとしております。

次のページですが、その策定スケジュールでございます。平成21年3月に第3回森林審議会でご報告も申しました総点検結果の報告、次期振興計画の策定についての諮問を予定しております。それで平成21年4月から2回程度森林審議会を開きまして、審議をいただいて策定する予定でございます。平成22年3月に答申をいただくというようなスケジュールになってお

ります。以上でございます。

司会 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

矢吹委員 今、世界の経済情勢の絡みでですね、当然、円が3割も高くなっている、原油も3分の1になっている、そういう世界の経済がどうなるか分からない状況を踏まえて、先ほどの全国森林計画もそうであろうと思うのですが、そういうのはほとんど織り込んでいない計画になっていると思います。ですからそういう状況の中でスケジュールでどんどん進めていくということが、ある意味で過去の経済がどうなるか分からないその前の段階からのトレンドだけで考えるような状況になる可能性もあるのではないかということも踏まえて、いろいろなケースを想定しながら進めていっていただきたい。これは一つの意見ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

相馬課長 今おしゃったことは、まさにそのとおりでございます。今、世界金融情勢含め大きく変動している状況でございます。これまでもプランにつきましては10年を一つの区切りとして計画をたてていたところですが、それではもたないだろうということで今回の計画にあたりましては、5年をサイクルとした形をつくっていきたい。ただ、長期計画でございますので、先を見ないと、目先ばかりでもこれでは困るということで30年をひとくくりとした長期展望を見た上で、今後5年間どういった感じでできるか、具体的なものは何があるか、矢吹委員がおっしゃったとおり、トレンドといったものでやるのではなくて、いろいろなケース、パターンを分析しながらどういったものがこの5年間で我々が求められるのか、またやっていかなければならないのか、その辺を考えて計画策定をしていきたいと考えているところです。

司会 他にございませんでしょうか。

原田委員 矢吹委員の意見に付け加えて申し上げます。たとえば野菜はですね3月に植えたものが7月に出荷できる。私はジャガイモをつくっていますが4月に植え付けて、9月に実って、10月に掘って出荷できる。だいたい1年です。ところが林業というのは非常にサイクルが長いです。30年40年、いいスギをつくるにはやっぱり60年たたなければならない。そのような意味で、現在の不景気の中で、福島県の林業は5年間隔でいろんなことをみていこうということは賛成なのですが、実はこんなことがあったんです。今日私が遅れた理由を言う訳ではないのですが、県庁のOBの方が寿司をごちそうするのでお昼を一緒に食べようと、そうしたら会計の段階でその先輩は、「原田くん払え」と言うのですよ。「俺は来年、再来年で80才になる。少しでも節約したい。だから今日は俺が意見を述べたのだからお前が払ってくれ」と、金がなかったものだから、しょうがないので後輩にお金を借

りてきたのですよ。非常に一般の方々は学校の先生も含めて、容易でない状況であります。そういう中で林業に県が投資する、私たちが木を植える、景気のいいときは木を植えて、30年40年後あなたの孫が間違っって私立の医科大学に入った時は、その木を売って入学費にしようというのが、俺たちが子供の時にはありました。今はそういうことができなくなった。そういう意味で30年先を考えることはいいのだけれど、今の景気のことを考えながら、私たち審議会委員も、県にも優秀な人材がいるのでそういうことも考えて行かなければならない。私たち審議会も公募で素人もいる、矢吹委員のように全国森林組合会長の元にいる専務理事もいる。そういった中で真剣に考えていかなければならない。

司会

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

山本光子委員

矢吹委員と原田委員に付け加えまして、私の方から一つお話させていただきたいと思います。

私、雇用創出ということで、失業者の訓練を行っておりますが、今日も訓練の方が10名ほど入所式という形でありました。今、失業者が増えていて、短期の3ヶ月間の訓練に入られる方が応募多数で落とされてしまう人もいっぱいいるんです。今日、県の高等技術専門学校の先生と、障害者にパソコンを教えるということで、午前中に打合せに行ってきたのですが、やはり今、失業者の方が多くてみなさん困っている状態の中で、反対に、もの見方というものをちょっとかえてみると、林業の担い手になる方が、もしかするとたくさん出てくるのではないかと、それから、このプラン21ですけれども、担い手の育成の確保とか育成強化とか普及など色々書かれているのですが、実際にはすごく漠然としていて、じゃあどうやって教育するのかとか、もしかしたら本当に失業者の方、厚生労働省の方と県の雇用能力さんとかみんなやっています。能力推進とかいろいろやっておりますので、林業の担い手をどういう風に教育していくのか漠然としたものではなく、もしかしたら今失業者の人達に手を差し伸べられる何かがあるのではないかと、そのようなものが出てくるのでは無いかと思います。本当に労働の方達などと協議しながら、林業の方などに対して、担い手補助や訓練をする計画を立てられないことはないと思います。今日も高等技術専門学校の先生と話した時に、何か教育するものはないかと聞かれました。失業者の方に新たに職につけるための方法はないですかということで、企業はこういうものを求めていますとか、そういう話し合いをしてきました。これを読むと、もしかするとここで雇用創出ができる教育ができるのではないかと考えています。ですからお願いとしては、別のところでやっている雇用創出ではなくて、もっと具体化して協議したりして教育もきちんと、私たちもチェーンソーの使い方とか講習会を自らやったりしているのですが、なかなか専門的に教える教育機関とかも無いと思います。短期間でそういう技術を取得させて、そして担い

手になっていただくような方法を考えていただければ、すごく良いのではないかと思います。よろしくお願いします。

宍戸課長

貴重な御意見ありがとうございます。

心強い限りでございます。少し補足だけさせていただきますと、先ほど毎年100人づつ減っていると申し上げたのですが、実際はここ5年くらいですと毎年平均で135人ほど新規に参入しています。それ以上にお辞めになる方が多いということなのですが、先ほど実感として若返ってきたという話は、私はなるほどというふうに思います。さらに、今の雇用情勢を見ますと、林業の方で受け入れるキャパシティはかなりあると考えています、それは雇用条件や研修など、改善を進めていかなければならない部分を含んでいると思います。次のプランでは、具体的な研修のあり方、技術スキルアップの仕方、それから魅力ある職場づくりなどまで含めた対策を考えていきたいと思っています。参考までに担い手対策については、基金がありまして、基金事業という形で実施しております。これらをさらに強化していくという考え方で、プラン作りを進めていきたいと考えております。

矢吹委員

林業振興課長の補足をします。国の事業としてですね、緑の雇用対策事業というものがやられておりまして、全国森林組合連合会がこの事業を受けて実施をしており、その中で、福島県の森林組合系統としては、今年度27名程の研修を実施しており、来年も同じくらいの研修生を募集をする計画ということになっております。これは国のお金が出ます。森林組合で雇い入れますと、月9万円の助成金が出て、そのほか教育する人の手当等も当然出る仕組みでございまして、来年の一月には、東京でガイダンスがございまして。我々の系統からも、東京に行って、福島県で働きたい人のご案内もする計画もしているところです。林業協会の中に労働力支援確保センターというところがあって、そこも行くということで両方で協力しながら仕事を進めていくところとして、また県内では、2月20日頃に、今のところ中通りと会津方面で、具体的に人を募集をしてガイダンスをします。当然、ハローワークにはリクエストをした中で、やることになってはいますが、人を確保しながら教育をして、林業労働というのは危険が伴うものですから、きちんと研修をしながら、確保をしていくとの考えを持っています。ただ、まともな賃金が払えるかどうかというのが、大きな問題です。先ほども為替の問題とか色々な問題で、先行き心配な点があるという意味で、申し上げたところです。先ほど木材が安いという話がありましたが、結局、手間暇かけて、例えば市場に持って行って、市場で手間暇かけた分の代金をもらえなければ、売れなければ、当然赤字ですから、それで企業経営というのは成り立たないわけです。そういう意味で、本当に難しい問題があると思います。

司会

よろしいでしょうか。

斎藤委員

本音で聞きたい部分がありますのでお聞かせください。私も森林審議会委員を長くやってまして、福島県の森林林業がとても大変だと、弱ってきているとずっと聞いてきたのですが、環境税ができて色々なところに使われるようになって、間伐が進んだりとか、色々なところに血が流れるようになったと思いますが、実際、今の森林力、林業を担う人達とかそういうのは以前から比べれば、強くなっているのでしょうか。たくましくなっているのでしょうか。その辺がいろいろ話していてもちょっと見えないものがあるものですから、その辺をお聞かせください。

もう一つ、雇用の件ですが、私も栃木のニッサンの派遣切りとかを見てまして、3Kの現場であればいっぱいあると思っていたので、あの辺を活用できないのかなと思っていました。

宍戸課長

生業の部分でのポテンシャルという見方で申し上げれば、全体的に弱っているのは間違いないと思うのですが、福島県の場合、この豊富な森林資源構成を背景として需要構造も変わってきています。具体的には、本県に木材を出して欲しいという要請はかなりきております。近県を見ますと、一つは石巻に合板会社と製紙会社がございますが、こちらから材料を出してくださいという要請がきております。

《スライド表示により説明》

石巻にあるのはセイホクという合板会社と日本製紙というパルプ系を大量に扱っている会社です。

それから、茨城県に中国木材の大きな工場が建設される予定で、ここの原木消費量が年間60万m<sup>3</sup>と言われております。当然茨城県だけでは足りない、福島県からも出材をお願いしたいということになろうかと思えます。また栃木県にトーセンという大きな工場がございますが、ここの扱い量が20万m<sup>3</sup>程度あります。これも県南の方を中心に、ぜひ材料を持って行きたいという話がございます。県内企業では協和木材が、10万m<sup>3</sup>程度材料を使われるということで、このほかに新潟県に北越製紙という会社があって、広葉樹を中心に紙の原料として使われるという状況がございます。福島県の森林資源に対して、かなり熱い視線が注がれているというのが現状だと思えます。一方、供給できる体制がどうなのかというと、先ほどの人数という話になってくると思いますが、事業体もそれぞれあまり大きくございませんので、できればその辺をきちんとまとめ、皆で一緒という形で進めて行ければ、こういうニーズにも応えられるし、県の森林資源も整理されていくのではないかとこの考え方をしております。

外山委員

実は今回のプランの中で、担い手に関する問題がございますが、担い手をいかに安定的な職とするためには、賃金その他なのですけれども、賃金を払うためには親方もしっかりしていかなければならない。先ほど労働力確保支

援センターという話がありましたけれど、その法律をつくった張本人でございますが、人を雇う、担い手を育成するためには、労働環境をしっかりとしないといけない。労働環境をしっかりとするためには、雇用主がしっかりとしなければならない、経営もしっかりしないといけない、そういうトライアングルでもって物事を考えて行かなければならない。得てして行政ですと、森林組合があるのでとそこで終わることが多いんですね。実は県内の実際に仕事されている方は、森林組合はありますけれど、それ以外にも一般の一人親方、いわゆる4、5人だけ使って、家業的に山を切っている、作業されている方もいる。その方々も含めて、フォローする、あるいは、協業化していくというような形と、これは森林所有者のメンバーシップだと、実際に担い手たるところのもっとスポットを当てた形で、今後の林業という面で、担い手という実際働く労働者に、もっとスポットをあてることは、明確化されるとよいかと思えます。その辺はどうしても、森林組合は組織化していて、資金繰りに対してぼんと押せば入ってくる。入って来れない、組織化されていない皆さんもフォローをしていくということが必要でないかと。それから先ほどのビジョンをみていて、短期的なものどと長期的なものがある。長期的な面で見ますと、先ほどカラマツだと、カラマツは昭和30年代、成長がいいと炭坑の坑木に使えると、どんどん植えられた。安く植えられた。ところがカラマツは若い頃は木が曲がるからあんまり良い材じゃないと、昭和30年代の後にはばたとやめてしまった。それが今、合板材としては、構造用合板をつくるにはスギよりもカラマツだと、どんどん売れる。この振れというのはたまたま一過性の部分では、なかなか見えないし、よりそういう面で物事をとらえたらどうなんだろうかと、長期的な見方の中でどうなのか、きちっと分析いただいてプランを作られていただけたらと、願っているところでございます。

司会

ありがとうございます。それでは時間もおしております、プランにつきましては、今後県の方で点検をいたしまして、新たな計画の策定に向けて、事務を進めるということになりますので、その中で審議会の方でみなさんからご意見を頂きたいと考えております。

では、つづきまして、「森林環境基金事業に関する取組み状況」と「福島県森林吸収量確保推進計画」について、説明をお願いします。

堀江主幹

時間もおしておりますので、ポイントだけ説明させていただきます。資料14ですが、林環境基金事業についてでございます。税収が11億円ございまして、森林環境基金としまして、平成20年度事業費として国費の活用も含めて、13億円ほど予定しております。森林の未来を考える懇談会等の意見を踏まえながら、県事業として10億円ほど、市町村事業として2億5千万円ほどをやっております。県事業としましては、水源区域の森林整備を中心とする、森林環境を保全するための事業をやっております。木質バイオマ

ス関係で、木材資源の利用促進でございます。また、森づくりの意識を醸成するための事業としまして、ボランティア活動、フィールドの整備などを県民参加の参画の推進などをしてしております。そのほかに、森林文化の復興事業、あるいは調査研究、などの事業を実施しております。市町村事業としましては、森林環境を保全するための事業として、市町村独自に提案を頂きまして、市町村の提案に基づいた森林整備の推進、あるいは県産間伐の利用促進、バイオマスの利活用などを進めております。そのほかに森林整備促進事業としまして、市町村有林等の整備の支援等をしてしております。森づくりの意識を醸成するための事業としまして、基本的な枠を全市町村に配分しております。その中で、県民参画の推進、あるいは森林環境の学習ということで小中学校の6割の学校で、推進されているところでございます。より細部ににつきましては、2頁以降をご覧ください。

続きまして、資料15でございます。

この度、福島県森林吸収量確保推進計画を策定しております。温暖化防止のため、福島県の森林整備を通じて、森林吸収対策を推進するというものでございます。簡単に説明しますと、国においては京都議定書を目標、森林吸収量1,300万トンを達成するため、育成林1,160万ヘクタールの森林整備等を推進しております。それに基づいて、県としましては、地球温暖化対策推進計画をたてまして、全体で8%削減するうち、6.9%を森林吸収により見込んでいるところでございます。国有林、民有林あわせて、38万2千炭素トンの森林吸収を見込んでいます。県としましては、平成19年度まで、森林吸収源対策プランを実行しまして、4万7千ヘクタールの森林整備を推進してきたところです。これらの後継の計画としまして、平成20年度から24年度まで、計画をたてまして、国の吸収量計画の目標達成、あるいは県の吸収量の目標を達成するための森林整備の目標をたてております。民有林でございますが、平成24年度末までに、育成林面積の72%にあたる、15万8千ヘクタールを吸収源となる森林整備をした森林とすることとしております。この様な森林整備を行った森林をFM林と言っております。天然生林の保安林指定を7万2千ヘクタールを確保するというような主な内容となっております。これらを達成するための処置としまして、森林整備を初め、林業労働の確保といった、6本の柱をたてまして、具体的な施策を展開するというような内容となっております。簡単でございますが、以上でございます。

司会

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。

それでは、(4)事務連絡等について、事務局よりお願いします。

堀江主幹 はい。1点目、本日の議事録ですが、整理の後、御発言いただきました各委員へお送りしまして、御確認をいただいた後、議事録署名人の押印をいただき、写しを全委員へお送りいたします。

次期森林審議会の開催予定ですが、資料7で説明しましたとおり、2月末から3月の初めに開催したいと考えております。なお、議会等の日程により多少前後するかと思われませんが、できるだけ早く委員の皆様にお知らせいたしますので、御出席くださいますようお願い申し上げます。以上です。

相馬課長 若干補足させていただきます。御確認いただいた議事録をみなさんにお送りいたしますというお話をしましたが、県のホームページでも掲載させていただきますので、ご覧頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

司会 委員の皆様から何かございますか。

原田委員 審議会の議事運営、審議会の進め方について、木村会長に提案をしてお願いしたいと思います。私たち審議会は、それぞれ森林組合の専務さんとかそれから製材所を営んでいる人達とか、あぶくま地域づくりの人達とか色々な人がいます。私は公募で出ました。それで大事なのは審議会は審議会でございます、事務方と審議会がございます。木村先生は福島大学の准教授でございます、学識者でございます。やはり大事なのは、私もPTA会長を長くやっていたということで3月まで学校教育審議会の委員に任命されたのですが、書類が事前に送られてくる。1ヶ月くらい前に、こんなことを審議します、読んでくださいという訳で、やはり事前の15日か20日前までに資料を届けて、さらにポイントを書いていたければ、長々と説明しなくても、効率のよい審議ができるのではないかと。今日の審議会の中で、分からないところは、郵送で質問するのは、大変いいことだと思います。限られた時間ですので、事前に分かったことはお知らせして、読んでいただき、そしてポイントはこうだということを説明していただければ、すばらしい審議会ができるのではないかと、事務方と木村会長にお願いしたいと思います。以上です。

司会 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

森林計画主任主査(佐藤主任主査) 事務方の方から今の原田委員の関係につきましてご説明申し上げます。通常ですと計画の樹立がある年につきましては、12月に審議会を開催して、この場で答申をいただくということで進めておりました。その場合につきましては、1ヶ月くらい前に資料をお届けさせていただきます、それを読んできていただいて、審議をいただき、この場で答申を頂くということで進めさせていただきます。この度につきましては、委員の改選があった

ものですから、また資料が特殊でございまして、説明をしないで、渡しただけでも難しいところがあるのではないかということで、今回、1度、説明の機会を設けさせていただきました。それでまた意見をいただきまして、3月頭に審議会を開催して、答申をいただくということで、いつもよりは少し丁寧というような形になっております。その辺をご理解いただければと思っております。

外山委員 数字的な確認でございます。資料15の福島県森林吸収量確保推進計画、平成20年から24年という中で、FM林を15万8千ヘクタールとすると、そのうち国有林はどの程度、ざっと勘案して10万のようになってしまいかなど。これは民有林だけですね？

堀江主幹 民有林についての計画でございます。

司会 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の福島県森林審議会を閉会させていただきます。

御審議、ありがとうございました。

---

以上を以て閉会となる

---